平成２７年（フ）第４０９号
北海道千歳市住吉５丁目６番４号　メゾン住吉201号
債務者　十亀　雅博
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３７号
札幌市白石区北郷９条７丁目10番13号　メゾンドアルファス205号
債務者　中村　沙綾
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５３号
札幌市手稲区曙12条２丁目11番12号
債務者　伊藤　理紗（旧姓佐藤・戸次）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５５号
現住所秘匿、前住所札幌市白石区平和通４丁目南３番15―305号
債務者　堂腰トモ子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５９号
札幌市北区北25条西５丁目２番15―1001号
債務者　高野　光基
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８１号
相模原市南区麻溝台８丁目31番13号　マンションヤジマＢ―201
債務者　松廣　健二（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第８５号
相模原市緑区二本松４丁目８番１号　メゾン・ヴィトラージュ302
債務者　檜垣　行輝
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１５号
新潟県糸魚川市大字平385番地10能登勇吉方、住民票上の住所新潟県糸魚川市大字平385番地10
債務者　渋谷　和則
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第８０号
静岡県伊豆市土肥997番地の３
債務者　朝香いづみ
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
京都府京丹後市大宮町下常吉700番地、前住所京都府京丹後市弥栄町和田野604番地
債務者　川戸　正水
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第６号
京都府京丹後市大宮町下常吉700番地、前住所京都府京丹後市弥栄町和田野604番地
債務者　川戸明佐美（旧姓堂本）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第１１号
京都府福知山市字天座1022番地の１
債務者　山根　直人
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第２１９号
大阪府河内長野市市町586番地の２
債務者　中野　　満
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２６６号
堺市堺区中向陽町１丁４番３―102号
債務者　古川　博之（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８６号
函館市桔梗町406番地25
債務者　小島　和子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第９８号
函館市松陰町11番11号
債務者　花田　理香
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１０２号
北海道二海郡八雲町東雲町44番地14　カサマーレ魁后101
債務者　波間　　貢
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１５７号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目２番地６
債務者　柳　　拓男
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係